

様式第2号（第4条関係）

年 月 日

多治見市長

所在地
届出者 事業者名称
代表者氏名

介護保険住宅改修費受領委任払い取扱事業者登録に係る誓約書

介護保険住宅改修費受領委任払い取扱事業者登録を申し出るに当たり、次の事項を遵守することを誓約します。

- 1 介護保険住宅改修に関し、関係法令及び多治見市介護保険住宅改修費受領委任払い実施要綱（以下「要綱」という。）等を遵守すること。
- 2 住宅改修を行う被保険者が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、当該被保険者の心身及び住宅の状況等を踏まえた適切かつ誠実に住宅改修を行うよう努めること。
- 3 住宅改修を行うに当たっては、多治見市、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者その他保険医療サービス及び福祉サービスを提供する事業者との連携に努めること。
- 4 住宅改修を行うに当たっては、被保険者の提示する介護保険被保険者証の被保険者資格、要介護認定等の有無、要介護認定等の有効期間等により、被保険者が介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請ができることを確認すること。
- 5 正当な理由なく、被保険者による住宅改修費受領委任払いの利用を拒まないこと。
- 6 住宅改修費については、保険給付分を除いた自己負担分の支払いを被保険者より受けるものとし、これを減免し、又は超過して費用を徴収しないこと。また、自己負担分の支払いを受けたときは、被保険者に対し工事費総額を併記した自己負担分の領収書を発行すること。

- 7 多治見市介護保険条例施行規則第37条に規定する申請の内容を変更せざるを得ない場合は、被保険者が速やかに申請書類の提出等ができるよう協力すること。
- 8 被保険者が不正な行為により、保険給付を受け、又は受けようとしたときは、遅延なくその旨を多治見市に報告すること。
- 9 住宅改修に関する記録を整備し、住宅改修の完了の日から2年間保存すること。
- 10 関係法令、要綱、この遵守事項等に違反し、その是正等について多治見市長から指導を受けたときは、直ちにこれに従うこと。
- 11 被保険者からの苦情又は相談があった場合においては、必要に応じて事実関係を確認するための訪問等を行い被保険者の立場を考慮しながら、円滑かつ迅速に苦情処理を行うこと。
- 12 業務上知り得た被保険者及びその家族の秘密を保持すること。また、事業所の職員であった者に、業務上知り得た被保険者及びその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約に記載すること。
- 13 介護保険住宅改修費受領委任払い取扱事業者の登録内容に変更があったときは、速やかにその旨を要綱別記様式第4号により速やかに多治見市長に届け出ること。
- 14 登録を行っていた事業を廃止、休止若しくは再開するとき又は登録を辞退するときは、要綱別記様式第5号により速やかに多治見市長に届け出ること。